

ID: 196

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市特定公共物管理条例 第22条		
例 規 番 号	平成14年条例第11号		
【根拠条文】 (罰則) 第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、5万円以下の過料を科することができる。 (1) 第4条各号に掲げる行為をした者 (2) 第5条第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者 (3) 第5条第2項の規定により付された条件に違反した者 2 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は個人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても、前項の規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日